



## 鳥取市国民健康保険

# 医療費は、みなさんの保険料で支えられています

国民健康保険は、地域（市町村）単位の医療保険制度で、市内の国保加入者の医療費は市内の国保加入者の保険料で賄っています。

国保財政は全国的にも厳しい状況で、鳥取市も例外ではなく、単年度収支の赤字が続いています。

主な原因は、医療費の上昇と、近年、景気の低迷などにより保険料の収納率が低下しているためです。保険料収納率の低下は、保険料の値上げを招くこととなります。鳥取市では、保険料収入を確保し健全化を図るため、①期限内納付の促進 ②口座振替の普及 ③国保加入・喪失の届出の徹底などをお願いしています。市民のみなさんのご協力をお願いいたします。

### ■7月は、第1期の納期です

平成16年度国民健康保険料の納付通知書を7月中旬に送付します。

※世帯主が国保加入者でない場合でも、世帯主宛に送付します。

#### ◎保険料の納付は便利な口座振替を

毎回、金融機関に支払いに行くのは大変です。払い忘れもなく、便利な口座振替をご利用ください。申し込みはご利用の金融機関・郵便局へ納付書、預貯金通帳、届出印を持参してください。

※口座振替にも次の2つの方法があります。  
▷全期前納（前納報奨金あり）▷期別振替

### ■保険料の減額制度

定められた所得基準を下回る世帯については、段階によって医療および介護それぞれの保険料（均等割・平等割）を減額します。（右上「参考例」参照）

減額は、世帯主（国民健康保険に加入・非加入を問いません。）およびその世帯の被保険者全員の総所得金額などの合算額で決まり

#### 軽減所得基準の参考例 【世帯が3人の場合】

区分	世帯の合計所得金額
7割	33万円以下
5割	82万円以下
2割	138万円以下

ますので、収入状況が不明な人がいる世帯については減額できません。このため、前年中（平成16年度の保険料の場合は平成15年中）に収入が全くなかった人や障害や死亡を支給理由とする年金、恩給または老齢福祉年金を受給している人などの非課税所得のみの人についても、「市民税・県民税申告書」または「国民健康保険料の所得申告書」が届いた場合は、必ず提出してください。

### ■介護保険料率が改正されました

国民健康保険に加入している40歳以上65歳未満の人の介護分保険料率が、平成16年度から下表のとおり改定されました。

#### 平成16年度介護分保険料率

これは、国に納める介護保険にかかる納付金が増えたことによるものです。

区分	料率
所得割	1.4% (0.9%)
資産割	4.3% (3.0%)
均等割	6,700円 (4,900円)
平等割	5,000円 (3,600円)

医療分の保険料率は変更ありません。

※（ ）は、平成15年度料率

### ■督促手数料が改正されました

平成16年度から、督促手数料が1通につき100円になりました。

■問い合わせ先 保険年金課（本庁舎・▷保険料=☎20-3204 ▷保険証・医療給付など=☎20-3203）

## 児童手当の支給対象が小学3年生まで拡大されました

児童手当の支給対象が、小学校就学前から小学校3年生修了前の児童に拡大され、申請の受け付けを開始しました。

支給額はこれまでと同じく、第1子及び第2子は5千円、第3子以降は1万円です。ただし、所得制限があります。公務員の人は職場で請求してください。

申請手続きは、次のとおりです。

#### 1 小学校1年生

（平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれ）の児童を養育している人で、平成16年3月31日までその児童の児童手当を受けていた人は、継続して受給できますので**手続きは不要です**。

#### 2 小学校2・3年生

（平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ）の児童を養育している人で、現在児童手当を受けていない人は**新規認定**、現在すでに就学前児童について児童手当を受けている人は**額改定**の請求が必要です。

〈新規認定に必要なもの〉

▷印鑑 ▷請求者名義の普通預金口座（郵便局は不可）

▷平成15年1月1日以降に鳥取市に転入した人は、前住所地の市町村が発行する児童手当用の所得証明書

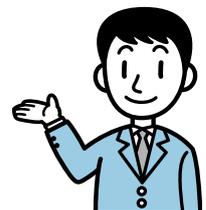
▷健康保険被保険者証など

〈額改定に必要なもの〉

▷印鑑

なお、今回の制度改正に伴って新しく支給の対象となった児童については、**平成16年9月30日**までに手続きをすれば、特例で平成16年4月分から支給されます。

ただし、受給資格があっても請求手続きをしていない場合は支給されませんので、手続きをしてください。



■問い合わせ先 児童家庭課（本庁舎・☎20-3179）